

平成 19 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名 アクモス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 飯島秀幸
(JASDAQ・コード 6888)
問 合 せ 先 代表取締役社長 飯島秀幸
電 話 番 号 03-3239-2377

当社子会社に係る訴訟判決の受入れ及び特別損失の発生に関するお知らせ

平成 19 年 3 月 30 日付「当社子会社に対する訴訟の第一審判決に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、当社の連結子会社株式会社アルティは、同日付で同社に対する訴訟の福岡地方裁判所による判決の言い渡しを受けておりましたが、平成 19 年 4 月 10 日開催の同社取締役会において判決内容を検討いたしました結果、控訴を行わない旨を決定いたしました。この決定に伴い、訴訟費用として特別損失が発生することになりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該子会社の商号等

名 称	株式会社アルティ
住 所	福岡県福岡市早良区百道浜二丁目 1 番 22 号 福岡SRPセンタービル
(本 店)	(東京都千代田区神田神保町三丁目 23 番地神保町錦明ビル)
代表者の氏名	代表取締役社長 宮崎 慈彦

2. 訴訟の相手先

名 称	破産者株式会社リバーヒルソフト破産管財人
住 所	福岡県福岡市赤坂一丁目 15 番 33 号ダイアビル福岡赤坂 401 号 (鴻和法律事務所内)
氏 名	弁護士 太田和夫

3. 判決に至った経緯

平成 16 年 12 月に破産者株式会社リバーヒルソフトの破産管財人弁護士太田和夫氏が、破産前の株式会社リバーヒルソフトから株式会社アルティに譲渡された一部の携帯電話用のコンテンツにかかわる営業権について否認権行使による価額償還返還請求の訴えを福岡地方裁判所に提起したものであります。

平成 19 年 3 月 30 日付で、本件訴訟に関する第一審判決が福岡地方裁判所より言い渡されました。

4. 判決の内容

- (1) 株式会社アルティに対して、営業譲渡対価として 3,200 万円を支払うこと
- (2) 平成 17 年 1 月 8 日から営業譲渡対価を支払う日までの期間に対し年 6 分の割合の遅延損害金を支払うこと

5. 訴訟の相手先との合意事項

上記、4 (2) については、原告（破産者株式会社リバーヒルソフト破産管財人）との交渉の結果、株式会社アルティが原告に対して有する債権の放棄と引き換えに、遅延損害金の免除を受けることで合意いたしました。

6. 特別損失の計上と今後の見通し

上記、4 (1) の金額 3,200 万円に訴訟に要した費用 200 万円を加えた、3,400 万円を特別損失として計上いたします。

なお、平成 19 年 6 月期の当社連結業績見通しに変更等が生じる場合には、速やかにご報告いたします。

以 上